# 特定物質等の破壊に関する基準を定める省令 （令和二年経済産業省・環境省令第三号）

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定物質等の破壊に関する基準を定める省令を定める。

# 附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。